

せ た が や く ひ と      どう ぶ つ  
「世田谷区人と動物との  
ちやう わ      きやう せい      かん      じやう れい  
調和のとれた共生に関する条例」  
ができました



せ た が や く  
世田谷区

## ますの中にたくさんの命

動物の生命を尊重し、みだりに排除しないようにしましょう



動物が命あるものであり、みだりに排除してはならないものであるとともに、動物が人の生活環境内に存在しているという認識の下に行われなければならない。

## 暮らしの中の問題

### 私たちの解決

動物に関する問題が起きないように私たち自身で考えましょう



人と動物とのかかわりから生ずる諸問題の多くが人の生活様式による何らかの影響を受けているものであることから、人が自らの問題としてこれらの諸問題の発生についての予防その他の方策が必要であるという認識の下に行われなければならない。

## 人と動物との 調和のとれた 共生社会の推進 5つの基本理念

私たちが「世田谷」で暮らし、人と動物とがより良い関係で共生するための5つの基本的な考え方です。

## みんなで

みんなで取り組むことによって、実現させましょう



すべての者の取組により行われなければならない。

## 動物を知る 私たちを知る

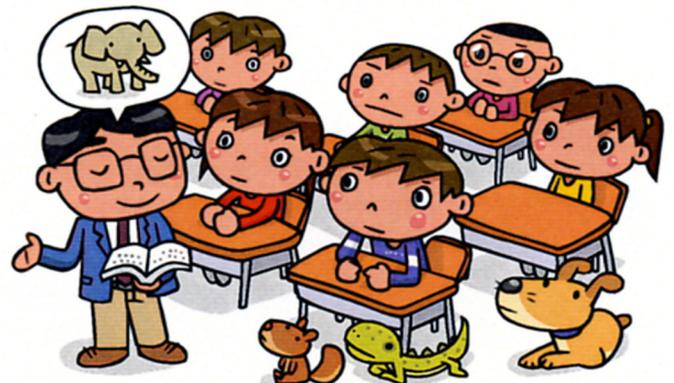
動物について正しく知り、私たちが健康に過ごすために考えましょう



動物の本能、習性、生理及び疾病並びに人と動物との共通感染症についての正しい知識の普及並びに公衆衛生の確保のための方策が必要であるという認識の下に行われなければならない。

## 子どもたちのために

動物と接することは、子どもの豊かな心も育てます



子どもの豊かな情操を育てることに資するものであるという認識の下に行われなければならない。

## 関連法令

### 『動物の愛護及び管理に関する法律』

動物の愛護と適正な管理を社会全体で確保していくための法律です。

### 『東京都動物の愛護及び管理に関する条例』

『動物の愛護及び管理に関する法律』を受けての、飼育動物の愛護と適正な管理による共生社会を実現するための条例です。

### 『家庭動物等の飼養及び保管に関する基準』

動物を飼育する者に対しての国(環境省)の基準です。



## 世田谷保健所生活保健課

〒154-8504

世田谷区世田谷 4-22-35

TEL (5432) 1111 FAX (5432) 3054

[http://www.city.setagaya.tokyo.jp/  
topics/hokenjo/index.html](http://www.city.setagaya.tokyo.jp/topics/hokenjo/index.html)

